

# 宝達志水町DX推進計画

【令和8（2026）年度～令和11（2029）年度】

令和8（2026）年4月1日

# 目次

- 基本理念
- 計画の位置づけ・実施期間
- 政策
  - ・ 政策の体系
  - ・ 実施方針 1
  - ・ 実施方針 2
  - ・ 実施方針 3
- 実施計画（スケジュール）
- デジタル人材の育成・情報セキュリティ対策（安全性の確保）
- おわりに
- 用語の説明

# ● 基本理念

国においては、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2（2020）年12月25日閣議決定）における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、令和2（2020）年12月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」として策定しました。

自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画は、令和8（2026）年1月までに重点取組事項等における自治体DXの全国の取組状況を新たに記載する等の改定が行われております。

本町においても、様々な課題に対しデジタル技術を活用することで、さらなる「住民サービスの向上」と「業務の効率化」を達成すべく、「宝達志水町DX推進計画」を策定し、当該計画を基にデジタル化に取り組みます。

図-1：計画策定の趣旨イメージ

## 自治体DX推進計画（2020.12策定、2026.1改定）

### ■自治体におけるDX推進体制の構築

- ①組織体制の整備
- ②デジタル人材の確保・育成
- ③計画的な取組
- ④都道府県と市区町村の連携

### ■自治体DXの重点取組事項

- ①自治体フロントヤード改革の推進
- ②地方公共団体情報システムの標準化
- ③「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進
- ④公金収納におけるeL-QRの活用
- ⑤マイナンバーカードの取得支援・利用の推進
- ⑥セキュリティ対策の徹底
- ⑦自治体のAIの利用推進
- ⑧テレワークの推進



## 宝達志水町DX推進計画

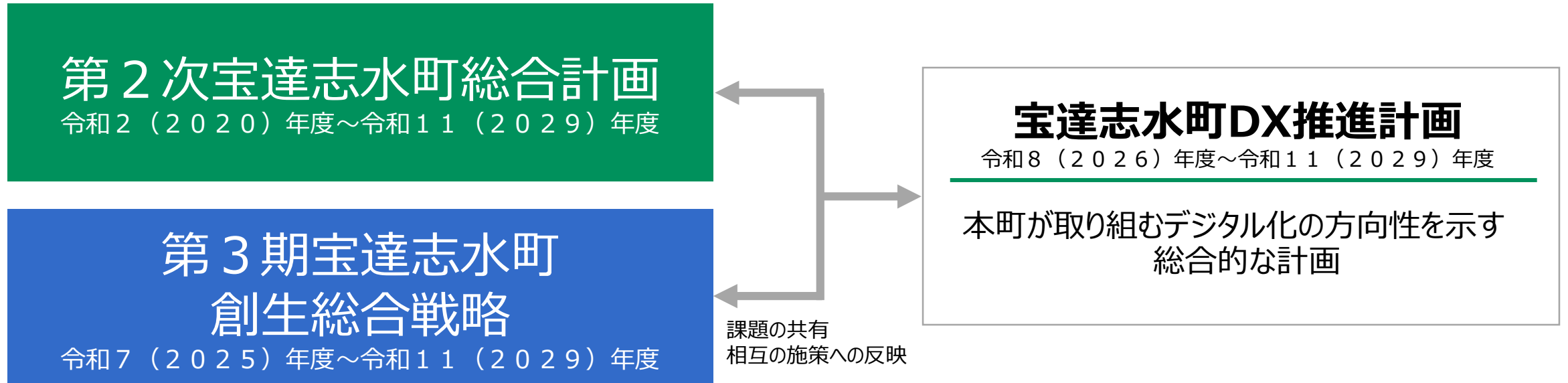
国が示す重点取組事項や、関連する本町の各施策を踏まえ、「住民サービスの向上」・「業務の効率化」を達成するために、本町が取り組むデジタル化施策を取りまとめた計画

# ● 計画の位置づけ・実施期間

本計画は、国・県の動向等も十分に考慮しながら、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの第2次宝達志水町総合計画および令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの第3期宝達志水町創生総合戦略と連携し、本町が取り組むデジタル化の方向性を示す総合的な計画として位置づけます。

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間とします。ただし、デジタル技術の進化は日進月歩であることから、本町の取り組みも時代の潮流に合わせて柔軟に対応させていくため、必要に応じて見直しを行います。

図-2：計画の位置づけ・実施期間



# ● 政策

## ● 政策の体系

本町の「住民サービスの向上」・「業務の効率化」を目的としたデジタル化を推進するにあたり、次の3つの実施方針を掲げ、それぞれの実施方針について目指すべき姿を定めながら進めていくこととします。

なお、デジタル化施策の実施においては、デジタル人材の育成を行うことに加え、個人情報・機密情報の保護のための情報セキュリティ対策（安全性の確保）を十分に行いながら実施していきます。

図-3：政策の体系



# ● 政策

## ・ 実施方針 1 オンライン・デジタル手続の拡充

オンライン申請や窓口における書かない窓口システム等のデジタルツールにより、窓口手続における住民・申請者の利便性向上・負担軽減を目指します。

### 住民・申請者



- 役場に行かなくても様々な行政サービスの申請が可能
- 手書きによる申請書記入の負担を軽減
- 待ち時間の短縮によるストレス軽減
- 家族構成やライフイベントから利用手続を抽出
- 多様な要望における対応窓口等の分かりやすい案内

### 本町・職員



- 手書きによる誤字・脱字の減少による業務負担の軽減
- 業務システムへのデータ入力負担軽減・ペーパーレス化
- 窓口対応時間の短縮による窓口混雑の緩和
- 住民・申請者への網羅的なサービス案内の実現
- 多様な相談の事前確認・来庁時の柔軟な対応の実現

### 本町の取組施策

オンラインによる手続の拡充

書かない窓口システムの導入

キャッシュレス決済の拡充

オンラインによる窓口予約や事前入力の導入

在宅高齢者のフレイル等予防事業におけるデジタル利活用

マイナンバーカードの利活用

申請書類等の提出物のデジタル化

デジタル利活用による相談体制の整備

多言語対応ツールの導入

電子入札の導入

# ● 政策

## ● 実施方針 1 オンライン・デジタル手続の拡充 ～取組み事例～

オンライン申請や窓口における書かない窓口システム等のデジタルツールにより、窓口手続における住民・申請者の利便性向上・負担軽減を目指します。

### オンラインによる手続の拡充

オンラインで誰でも簡単に町のサービスが利用できるように手続可能な業務を拡充します。

#### 住民・申請者



- 役場に行かなくても申請や届出が可能（例：ワクチン等予防接種の予約等）
- 申請者の家族構成等から必要となるサービスの検索が容易になる
- 記載漏れなどの返戻や確認に要する負担を軽減

#### 本町・職員



- 受付・データ入力の業務負担が軽減
- 記載不備等の確認や申請者に再依頼する時間の削減
- データ分析によるサービス向上検討

### 書かない窓口システムの導入

来庁時の手続きがより便利になるよう、手書きの申請書作成の手間を軽減したり窓口の混雑緩和や待ち時間の短縮につなげます。

#### 住民・申請者



- 申請書を手続き毎に書かなくてOK
- 申請者の家族構成等から必要となるサービスが提示され便利
- 申請時間の短縮により窓口の混雑が緩和されストレスが軽減

#### 本町・職員



- 受付・申請書確認の業務負担が軽減
- 記載不備等の確認や複数の申請書を確認する時間の削減
- 受付対応時間の削減により申請者に寄り添う時間が増加

### 電子入札の導入

入札手続きに係る事務の効率化を促進し、業者等の応札者の利便性向上と入札関連事務の負担軽減を図ります。

#### 住民・申請者



- 役場に行かなくても入札情報の閲覧や入開札が可能
- 入札参加者の来庁等の負担軽減
- 入札書・封筒等の紙の削減

#### 本町・職員



- 入札関連業務の負担軽減
- 入札実施における入札会場の準備等の業務時間の削減
- 申請者への書類の不備等の迅速な連絡・対応が可能

# ● 政策

## ・ 実施方針 2 業務・職場のデジタル利活用

自治体業務システムの標準化や執務業務のデジタル利活用により、職員・職場業務の効率化を目指します。



### 本町の取組施策

自治体業務システムの標準化・共通化	ガバメントクラウドの利活用	
地図情報（統合型GIS）の利活用	AI（生成AI、AI-OCR）・RPAの利活用	
申請書類・紙媒体の管理資料のデジタル化	タブレット端末・オンライン会議ツール等の利活用	
現地調査等の外部でのデジタル利活用	共通納税（eLTAX）を活用した公金収納対応	
オープンデータの利活用	外部とのデータ授受の効率化	QRコードの活用

# ● 政策

## ● 実施方針 2 業務・職場のデジタル利活用 ～取組み事例～

自治体業務システムの標準化や執務業務のデジタル利活用により、職員・職場業務の効率化を目指します。

### 地図情報（統合型GIS）の利活用

庁内の地図情報（GIS）環境の最適化により、各業務における地図基盤の共通化を図り利用者への最適なサービスを提供します。

#### 住民・申請者



- 地図から知りたい情報の確認が可能
- 道路や上下水道等の地域のインフラ等の情報を地図上から確認が可能
- 公開されている地図情報をいつでも、どこでも、直感的に確認が可能

#### 本町・職員



- 地図上に町の最新情報を登録可能
- 自部門の業務以外の情報確認により、多面的なサービスの提供が可能
- 各課で利用するサービスを統一することで異動時の操作がスムーズに実施可能

### タブレット端末・オンライン会議ツール等の利活用

役場や公共施設に来なければできなかった会議等を、タブレット端末やオンライン会議ツールを利用し自宅等から参加可能にし、参加者の都合に合わせた対応を実現します。

#### 住民・申請者



- 役場に行かなくても会議や相談が可能
- 紙ではなく電子データを利用することで自分のパソコン等で資料確認が可能
- 時間や場所に縛られず自身の予定を柔軟に調整が可能

#### 本町・職員



- 会議資料の紙の大幅な削減
- 会議場所の手配や準備の負担軽減
- データの授受による業務の効率化や印刷等の資料作成時間の削減

### オープンデータの利活用

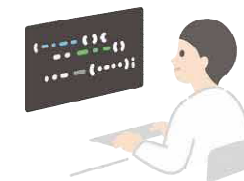
本町が保有するデータを順次オープンデータ化することで、複数のデータを組み合わせ新たなサービスの創出を目指します。

#### 住民・申請者



- 町の業務が利用できる民間サービスが順次増えていく
- 他市町や県で利用されているサービスが本町でも利用可能になる
- 既存のユーザアカウントで町のサービスが順次利用できるようになる

#### 本町・職員



- 国・県・民間企業等のデータと連携することにより、新たなサービスを創出
- 市町間の連携により広域で利用可能なサービスを創出
- データ分析によるサービス向上検討

# ● 政策

## ● 実施方針 3 地域社会のデジタル環境整備

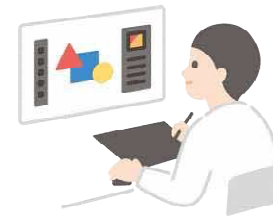
まちづくりの様々な分野でデジタルを活用することにより、利便性と豊かさを兼ね備えた環境の持続を目指します。

### 住民・申請者



- 町の様々な災害や困りごとに役場が素早く対応
- 子育て関連・健診等の申込がスマートフォンで対応可能
- 自治会の回覧板がスマートフォンで閲覧可能
- 小中学校の情報がスマートフォンで確認可能
- 観光地等でスマートフォンで案内が確認可能

### 本町・職員



- モニタリングカメラによる巡回等の業務負担の軽減
- 検診・児童クラブ等のペーパーレス化による入力の負担軽減
- 回覧板の配布物の削減、配布の効率化
- 住民からの問合せ対応の効率化
- 観光地等の網羅的・きめ細やかな案内の実現

### 本町の取組施策

防災情報等収集・発信力の強化

鳥獣害区域・河川・山間部への監視カメラ設置

電子回覧板の導入

空き家バンク・空き店舗のデジタル活用

観光地等へのデジタルコンテンツ等の導入

地域交通・インフラ管理のデジタル化推進

子育て・保育環境のデジタル化

小中学校におけるデジタル教育の充実

スマート農業の推進

デジタルデバйд対策

# ● 政策

## ● 実施方針 3 地域社会のデジタル環境整備 ～取組み事例～

まちづくりの様々な分野でデジタルを活用することにより、利便性と豊かさを兼ね備えた環境の持続を目指します。

### 防災情報等収集・発信力の強化

防災無線を更新するにあたり、災害情報の一斉配信や、受信者の状況に応じた防災情報の収集や発信を実現します。

#### 住民・申請者



- 多様な災害に対し迅速に情報が提供される
- 携帯アプリやメール、タブレット端末等の様々な種別の端末に配信される
- 災害時にも安定した通信網で防災関連サービスが提供される

#### 本町・職員



- 緊急時にも本庁舎以外の安全な場所から災害情報の発信が可能
- 安否確認やアンケート配信により個人の詳細な状況確認が可能
- 工事や調査を簡略化し短期間で導入

### 電子回覧板の導入

電子回覧板の導入により、自治会活動においてデジタル化を促進し、利便性の向上や自治会の運営に係る負担の軽減を図ります。

#### 住民・申請者



- スマートフォンで情報伝達が可能
- スマートフォンで会議等の情報伝達や出欠確認が可能
- 回覧板や広報誌等の町の情報等についてデジタルで受信が可能

#### 本町・職員



- 配布資料について紙の大幅な削減
- 自治会への連絡や調整の負担軽減
- データの授受による業務の効率化や資料発送等の作業時間の削減

### 地域交通・インフラ管理のデジタル化推進

少子高齢化社会に対応するために、路線バスや公共インフラ管理においてデジタル化を推進し、利用者のニーズに柔軟に対応できる地域サービスの提供を目指します。

#### 住民・申請者



- スマートフォンで申請や届出が可能
- 利用者のニーズに合わせた地域サービスが提供される
- 確認方法をデジタル化することで、役場に電話しなくても確認が可能

#### 本町・職員



- 利用者数や場所により柔軟なサービスが提供可能
- 利用者状況を確認する時間の削減
- リアルタイムで状況を確認することでサービス向上や業務の効率化が可能

# ● 実施計画（スケジュール）

「オンライン・デジタル手続の拡充」における、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの実施計画（スケジュール）となります。地域未来交付金「デジタル実装型」やデジタル活用推進事業債等を活用し各施策を推進します。なお、デジタル技術の進化は日進月歩であることから、本町の取り組みも時代の潮流に合わせて柔軟に対応させていくため、必要に応じて見直しを行います。

実施方針／年度	令和8 （2026）年度	令和9 （2027）年度	令和10 （2028）年度	令和11 （2029）年度
オンラインによる手続の拡充	サービス拡充・更なる手続きの拡充検討		利用サービスの再検討・拡充	
マイナンバーカードの利活用	利用サービス検討	サービス導入・運用開始予定		
書かない窓口システムの導入	利用サービス検討	サービス導入・運用開始予定		
申請書類等の提出物のデジタル化	利用サービス検討	サービス導入・運用開始予定		
キャッシュレス決済の拡充	サービス拡充・更なる手続きの拡充検討		利用サービスの再検討・拡充	
デジタル利活用による相談体制の整備	利用サービス検討	サービス導入・運用開始予定		
オンラインによる窓口予約や事前入力の導入	利用サービス検討	サービス導入・運用開始予定		
多言語対応ツールの導入	利用サービス検討	サービス導入・運用開始予定		
在宅高齢者のフレイル等予防事業におけるデジタル化	導入検討	サービス導入・運用開始予定		
電子入札の導入	サービス導入・運用開始予定			

# ● 実施計画（スケジュール）

「オンライン・デジタル手続の拡充」における各課のアクションプランとなります。

実施方針	担当部署	取組内容
オンラインによる手続の拡充	総務課	庁内備品管理、各種アンケート、職員採用試験申込
	企画情報課	庁内備品管理、各種アンケート、空き家バンク利用手続き
	税務住民課	マイナポータル（ぴったりサービス）の利用
	健康づくり推進室、子育て応援室、健康福祉課	マイナポータル（ぴったりサービス）の利用、健診業務、健康相談や介護などの受付予約、児童クラブ利用手続き
	財政課	入札参加資格申請、各種相談業務
	商工観光課	庁内備品管理、各種アンケート
	環境安全課	畜犬管理、各種相談業務、庁内備品管理
	学校教育課、生涯学習課	庁内備品管理、施設予約
マイナンバーカードの利活用	税務住民課	コンビニ交付（税務証明書の追加）、書かない窓口システムにおける利活用
	環境安全課	避難所における入所受付業務
書かない窓口システムの導入	税務住民課、健康づくり推進室、健康福祉課、環境安全課	証明書発行手続きのペーパレス化、住民サービス向上（ワンスオンリーの推進）
	企画情報課、環境安全課	申請手続きのペーパレス化
申請書類等の提出物のデジタル化	総務課、企画情報課、財政課、商工観光課、地域整備課	住民等からの申請書類のデジタル化（区長、CATV、道路使用許可申請等）
	子育て応援室	名簿管理、成長お祝い金申請
	健康福祉課	認定審査会における審査資料のデジタル化

# ● 実施計画（スケジュール）

「オンライン・デジタル手続の拡充」における各課のアクションプランとなります。

実施方針	担当部署	取組内容
キャッシュレス決済の拡充	企画情報課	プレミアム商品券（キャッシュレスサービスのポイント利用等）
	生涯学習課	各種施設使用料等のキャッシュレス化
デジタル利活用による相談体制の整備	企画情報課、税務住民課、健康づくり推進室、子育て応援室	住民相談業務におけるオンライン会議ツールの利活用
	全課	庁内会議、個人面談におけるオンライン会議ツールの利活用
オンラインによる窓口予約や事前入力の導入	税務住民課	確定申告の受付予約、その他証明書発行の交付予約
	健康づくり推進室、健康福祉課	住民健診の受付予約、相談予約
	生涯学習課	各種施設等の利用予約
多言語対応ツールの導入	税務住民課、健康づくり推進室、健康福祉課	窓口業務における翻訳ツールの導入
在宅高齢者のフレイル等予防事業におけるデジタル化	健康づくり推進室、健康福祉課	オンライン面談の活用
電子入札の導入	財政課	電子入札システムの導入

# ● 実施計画（スケジュール）

「業務・職場のデジタル利活用」における、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの実施計画（スケジュール）となります。地域未来交付金「デジタル実装型」やデジタル活用推進事業債等を活用し各施策を推進します。なお、デジタル技術の進化は日進月歩であることから、本町の取り組みも時代の潮流に合わせて柔軟に対応させていくため、必要に応じて見直しを行います。

実施方針／年度	令和8 （2026）年度	令和9 （2027）年度	令和10 （2028）年度	令和11 （2029）年度
自治体システムの標準化・共通化	システム導入・運用			
ガバメントクラウドの利活用	システム導入・運用			
地図情報（統合型GIS）の利活用	導入・運用・業務拡充の検討・システム改修等			
AI（生成AI、AI-OCR）・RPAの利活用	利用業務の検討	導入・運用・業務拡充		
申請書類・紙媒体の管理資料のデジタル化	利用業務の検討	導入・運用・拡充	利用サービスの再検討・拡充	
タブレット端末・オンライン会議ツール等の利活用	利用業務の検討	導入・運用・拡充	利用サービスの再検討・拡充	
現地調査等の外部でのデジタル利活用	利用業務の検討	導入・運用・業務拡充		
共通納税（eLTAX）を活用した公金収納対応	導入・運用・業務拡充の検討・システム改修等			
オープンデータの利活用	利用業務の検討	オープンデータ利用・業務拡充予定		
外部とのデータ授受の効率化	サービス導入・運用・業務拡充			
QRコードの活用	サービス導入・運用・業務拡充			

# ● 実施計画（スケジュール）

「業務・職場のデジタル利活用」における各課のアクションプランとなります。

実施方針	担当部署	取組内容
自治体システムの標準化・共通化	総務課、企画情報課、税務住民課、健康づくり推進室、健康福祉課、学校教育課	自治体20業務の標準準拠システムの利用
ガバメントクラウドの利活用	総務課、企画情報課、税務住民課、健康づくり推進室、健康福祉課、学校教育課	自治体20業務の標準準拠システムにおけるガバメントクラウドの利用
地図情報（統合型GIS）の利活用	地域整備課、農林水産課、生涯学習課	各種情報の登録推進
	その他、全所管課	各課保有情報の統合型GISとの連携・情報登録の推進
AI（生成AI、AI-OCR）・RPAの利活用	総務課、税務住民課、健康づくり推進室	月報等のデータ入力処理、申請書のOCR対応
	財政課	固定資産台帳整備
申請書類・紙媒体の管理資料のデジタル化	総務課、企画情報課、財政課、商工観光課	庁内文書、申請書類のペーパーレス化（ローコードツール等の利活用）
	学校教育課	小中学校との事務文書のペーパーレス化（ローコードツール等の利活用）
	その他、全所管課	各課管理書類のデジタル化推進
タブレット端末・オンライン会議ツール等の利活用	企画情報課、税務住民課	住民相談業務のオンライン会議ツールの利活用
	健康福祉課	介護保険業務（認定審査会）のオンライン会議ツールの利活用
	議会事務局	議会でのタブレット端末利活用
	その他、全所管課	庁内会議等でのペーパーレス化、タブレット端末等の利活用促進
現地調査等の外部でのデジタル利活用	税務住民課、地域整備課、農林水産課	外部調査（家屋調査、工事業務等）におけるモバイル利活用
	健康づくり推進室、健康福祉課	臨戸訪問（福祉相談業務）におけるモバイル利活用

# ● 実施計画（スケジュール）

「業務・職場のデジタル利活用」における各課のアクションプランとなります。

実施方針	担当部署	取組内容
共通納税（eLTAX）を活用した公金収納対応	税務住民課、会計課	共通納税（eLTAX）を活用した公金収納対応
	その他、全所管課	順次、公共料金の利用拡大に伴い追加対応
オープンデータの利活用	企画情報課	人流データ分析・利活用
	環境安全課	防災分野におけるデータ分析・利活用
外部とのデータ授受の効率化	企画情報課、地域整備課、議会事務局	ファイルストレージサービスの利活用
	その他、全所管課	順次、ファイルストレージサービスの利活用を検討
QRコードの活用	財政課	財務会計システムにおけるQRコード決済の利活用
	地域整備課	上下水道料金システムにおけるQRコード決済の利活用

# ● 実施計画（スケジュール）

「地域社会のデジタル環境整備」における、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの実施計画（スケジュール）となります。地域未来交付金「デジタル実装型」やデジタル活用推進事業債等を活用し各施策を推進します。なお、デジタル技術の進化は日進月歩であることから、本町の取り組みも時代の潮流に合わせて柔軟に対応させていくため、必要に応じて見直しを行います。

実施方針／年度	令和8 （2026）年度	令和9 （2027）年度	令和10 （2028）年度	令和11 （2029）年度
防災情報等収集・発信力の強化	サービス検討	サービス導入・運用開始予定		
鳥獣害区域・河川・山間部への監視カメラ設置	導入検討	カメラ等導入・運用開始予定		
電子回覧板の導入	サービス導入・運用開始		利用サービスの再検討・拡充	
空き家バンク・空き店舗のデジタル利活用	利活用検討	デジタルツール導入・運用開始予定		
観光地等へのデジタルコンテンツ等の導入	サービス検討	サービス導入・運用開始予定		利用サービスの再検討
地域交通・インフラ管理のデジタル化推進	サービス検討	サービス導入・運用開始予定		
子育て・保育環境のデジタル化	サービス検討	サービス導入・運用開始予定		利用サービスの再検討
小中学校におけるデジタル教育の充実	サービス導入・運用開始予定			
スマート農業の推進	導入検討	サービス導入・運用開始予定		
デジタルデバйд対策	町民向け講習会の開催（随時）			

# ● 実施計画（スケジュール）

「地域社会のデジタル環境整備」における各課のアクションプランとなります。

実施方針	担当部署	取組内容
防災情報等収集・発信力の強化	環境安全課	防災無線の更新、総合防災システムの充実
	総務課、環境安全課、企画情報課	一斉配信システムの導入、回覧板アプリの利用拡大
鳥獣害区域・河川・山間部への監視カメラ設置	農林水産課	鳥獣害対策におけるカメラ設置
	地域整備課	宝達山・河川へのカメラ設置（積雪・河川氾濫状況の確認）
電子回覧板の導入	総務課	電子回覧板システムの導入（区長配布物、各種会議等のプッシュ通知）
空き家バンク・空き店舗のデジタル利活用	企画情報課	空き家バンクにおけるデジタル配信
	商工観光課	空き店舗紹介におけるデジタル配信
観光地等へのデジタルコンテンツ等の導入	商工観光課	観光地におけるフリーWi-Fiの設置
	生涯学習課	文化財のPR活動におけるデジタルコンテンツの利活用
	企画情報課	町のPR活動におけるデジタルコンテンツの利活用
地域交通・インフラ管理のデジタル化推進	企画情報課、健康福祉課	デマンド交通の導入（本庁・アステラス）
子育て・保育環境のデジタル化	子育て応援室	保育園における利用者向けデジタルツールの導入
		児童クラブにおける利用者向けデジタルツールの導入
小中学校におけるデジタル教育の充実	学校教育課	小中学校におけるデジタル化（電子黒板、電子教科書の導入）
		小学校におけるICカードを利用した登下校システムの導入
スマート農業の推進	農林水産課	農地保有者・農業従事希望者のマッチングにおけるデジタル利活用
		農地のデータベース化
デジタルデバイド対策	企画情報課	住民向けスマートフォン・タブレット教室の開催

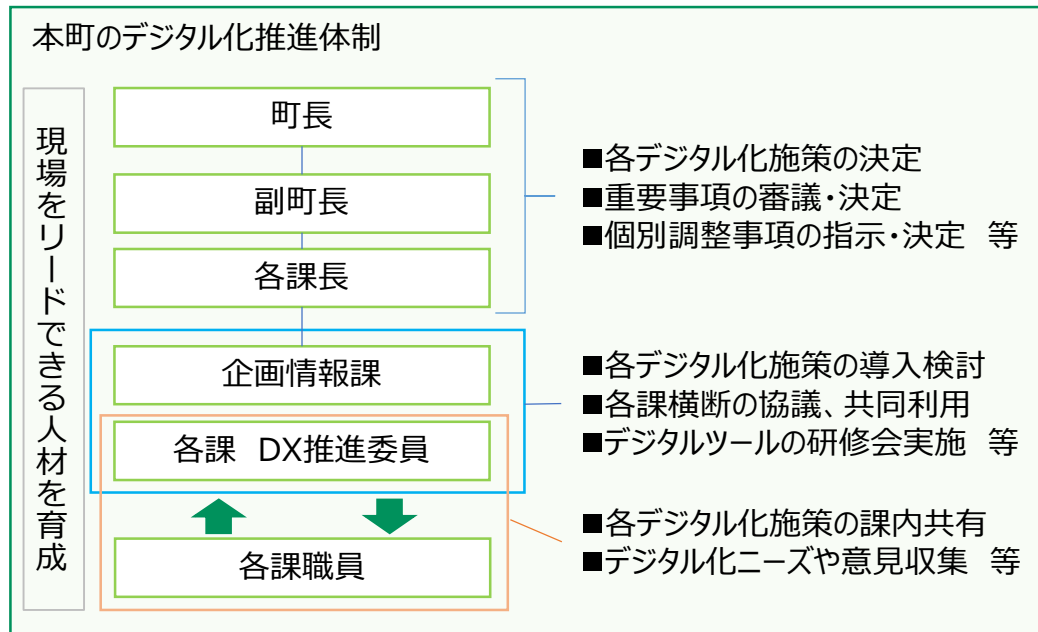
# ● デジタル人材の育成・情報セキュリティ対策（安全性の確保）

デジタル人材の育成においては、庁内関係者と連携しDX推進スキルの向上や効果的な人員配置の実現を目指します。各課からのニーズや意見を収集し、各課横断の協議や研修会を実施する等の効率的なデジタル人材育成に努めます。

また、DX推進に伴う新たなサービスの利用にあたっては、法令や情報セキュリティポリシーに則り技術的な対策の実施や、情報リテラシー向上に向けた職員研修・過去のインシデント事例の共有といった人的対策の強化にも努めます。

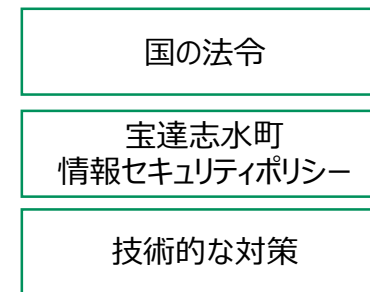
## デジタル人材の育成

- 本町のデジタル化施策については以下の体制で推進し、全庁で職員の意識改革や施策検討を行いデジタル人材を育成します。



## 情報セキュリティ対策

- 本町の住民情報や機密情報を安全かつ効率的に取り扱うために、セキュリティルールの徹底に努めます。各施策の実施においてセキュリティ違反を未然に防ぐとともに機密性、完全性、可用性をもって住民情報や機密情報を保護します。



- セキュリティルールの徹底を行うにあたり、情報リテラシー向上に向けた職員研修や、過去に公共機関で発生した情報セキュリティインシデント事例の共有を定期的に行います。

# ● おわりに

本計画の期間は令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間となりますが、住民や職員への本計画の周知・浸透と、数多くの施策をより具体化するために、令和8（2026）年度にアクションプランを策定します。アクションプランは変化し続けるデジタル化社会に柔軟に対応するため、前期（令和8・9（2026・2027）年度）と後期（令和10・11（2028・2029）年度）に分けて策定する予定です。

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
国の計画に基づく本町の実施内容		▲ 標準準拠システム稼働 ガバメントクラウド利用開始			
DX推進計画		計画実施期間			
		周知・浸透			
アクションプラン		前期プラン策定		後期プラン策定	
	現状の取組実施	前期プラン実行期間		後期プラン実行期間	

# ● 用語の説明

用語	解説
デジタル・トランスフォーメーション（DX）	Digital Transformation の略。スウェーデンの大学教授のエリック・ストルターマンが提唱した概念であり、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることとされている。
自治体フロントヤード改革	フロントヤード改革とは、住民と行政との接点（フロントヤード）の改革を進めることを指しており、具合的には、「書かないワンストップ窓口」などが該当します。住民サービスの利便性向上と業務の効率化を進めることで、企画立案や相談対応への人的資源のシフトを促し、持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくことが狙いです。
eLTAX	eLTAXとは、共通納税（地方税ポータルシステム）の呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。エルタックスと読みます。地方税の申告、申請、納税など（以下「申告等」といいます。）の手続きは、紙の申告書で行う場合、それぞれの地方公共団体で行っていただく必要がありましたが、eLTAXは、地方公共団体が共同で運営するシステムであり、電子的な一つの窓口によるそれぞれの地方公共団体への手続きを実現しています。
AI	Artificial Intelligence の略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。
RPA	Robotic Process Automation の略。パソコンを使用して行う入力、集計といった定型業務を自動化できるソフトウェアのこと。
テレワーク	「tele=離れた所」と「work=働く」を合わせた造語。ICT を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことで、働く場所により、「在宅勤務」「サテライトオフィス勤務」「モバイルワーク」の3つの形態がある。

# ● 用語の説明

用語	解説
キャッシュレス決済	キャッシュレス決済とは、現金以外で支払う決済手段のことです。キャッシュレス決済には、クレジットカードやデビットカード、交通系や流通系の電子マネー、バーコードやQRコードを介したコード決済など、さまざまな種類があります。
フレイル	フレイルは、海外の老年医学の分野で使用されている英語の「Frailty（フレイルティ）」が語源となっています。「Frailty」を日本語に訳すと「虚弱」や「老衰」、「脆弱」などを意味します。日本老年医学会は高齢者において起こりやすい「Frailty」に対し、正しく介入すれば戻るという意味があることを強調したかったため、多くの議論の末、「フレイル」と共通した日本語訳にすることを2014年5月に提唱しました。
ガバメントクラウド	中央省庁や独立行政法人、地方自治体などの行政機関が、行政システムをクラウドサービスとして共同利用できるようにした「IT基盤」を指します。現在、国や自治体によって利用されている業務システムは、それぞれの機関が独自に構築し、運営を行っています。そのため、システム要件やデータフォーマットが異なり、情報連携がスムーズにできない、保守運用に手間やコストがかかるという課題がありました。このような課題を解決するため、クラウドサービスを活用し、共通化、標準化したうえで、一元的に監視運用を行うのがガバメントクラウドです。
統合型GIS	地方自治体で使用する地図データのうち、複数原課（都市計画、道路、下水道、農地、固定資産など）が利用するデータ（道路、街区、建物、河川など）を共用できる形に整備し、統合して維持管理することで、庁内横断型のデータ共用を可能にする仕組み（システム）のことをいいます。

# ● 用語の説明

用語	解説
オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したものの、③無償で利用できるもの、といういずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。
QRコード	Quick Response Codeの略称で、情報を二次元で表現したバーコードの一種。スマートフォン等で読み取ることができ、URLやテキスト、連絡先情報など、さまざまなデータを瞬時に取得できます。1994年に日本のデンソーウェーブによって開発され、特に情報の取得が簡単で迅速であることから、今日では様々なビジネスシーンや日常生活において広く利用されています。
空き家バンク	全国の市区町村が実施している空き家解決のための施策です。市区町村の空き家担当部署が窓口となり、空き家または空き地を売りたい・貸したい人と、それらを買いたい・借りたい人をつなぎます。
情報セキュリティポリシー	組織が情報を保護するために定めたルールや方針のことです。情報の取り扱いやアクセス権限、データの保存方法などが含まれます。企業や組織がどのように情報を守るかを明確にし、全ての従業員が遵守すべきガイドラインを提供します。情報漏洩やサイバー攻撃から組織を守るために不可欠です。
インシデント	出来事、事件、事例、事案、事象、出来事といったことを表す英単語です。何らかの問題が発生してアクシデントになる一歩手前の状況のことをインシデントと呼んでいます。

# ● 用語の説明

用語	解説
地域未来交付金「デジタル実装型」	<p>デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を支援する交付金。令和7（2025）年度補正予算に盛り込まれた交付金であり、内訳は以下の通り。</p> <p>【TYPEA】地域住民等がデジタルサービスを利用することで、デジタルサービスの効果をより実感できる取組を支援</p> <p>【TYPEV】デジタル公共財又は新興型デジタル公共財（※）を複数の地方公共団体で共同調達・共同利用し、社会課題の解決に活用する地方公共団体の取組を支援</p> <p>※デジタル公共財：デジタル庁が提供又は推奨するシステム又はサービス（データ連携基盤、デジタル認証アプリ、マイキープラットフォーム、公的個人認証（JPKI）、デジタル地方創生サービスカタログの掲載サービスの一部など）</p> <p>※新興型デジタル公共財：AIを高度に活用するサービスやマイナンバーカードを新しい用途で利用するシステム又はサービス、NFTなどブロックチェーン技術を用いたサービス</p> <p>【TYPES】「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある先行モデル的な取組を支援</p>
デジタル活用推進事業債	<p>総務省がデジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等に向けた取組をしていくため創設。地方財政法の特例を設け、事業期間を令和11（2029）年度までの5年間とし、情報システムや情報通信機器等の整備財源に活用できるデジタル活用推進事業債の発行を可能とする。</p>